

都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの判断基準

(都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの適用により公園等の設置を不要と判断する基準)

「都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書き」の運用における、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- 1 予定建築物が住宅(宅地分譲を含む)の場合においては、当該開発区域(開発区域の面積が 1.0 ヘクタール未満に限る。)から半径 250 メートルの範囲内に公園、緑地又は広場がある場合。
- 2 その他の理由により、市長が公園の設置を不要と判断する場合。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。